

第 1 章 計画策定にあたって

．計画の基本事項

1．計画策定の趣旨

雲南圏域は、平成13年度に「雲南地区ふるさと市町村圏」の指定を受け、「雲南地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、平成13年度から平成22年度までを期間とする基本構想において、「ゆうきの里 雲南 ～旬を感じ、生命を育む～」を基本理念に掲げ、圏域の広域的振興施策を推進してきた。

この間、過疎化・少子高齢化の進行、産業・経済情勢の変化、高度情報化の進展、地球環境問題など圏域を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成の大合併といわれる市町村合併が進み、新しい地方自治体に対して、今後の住民サービスのあり方や簡素で効率的な行財政運営が求められている。

こうした社会経済情勢の変化や地方分権の進展、住民ニーズへの的確な対応など時代の要請を踏まえながら、今後5カ年の雲南圏域の総合的かつ一体的な振興・発展に向けた基本的な施策を明らかにするため、基本構想の一部を修正し、後期基本計画を策定する。

2．計画の性格

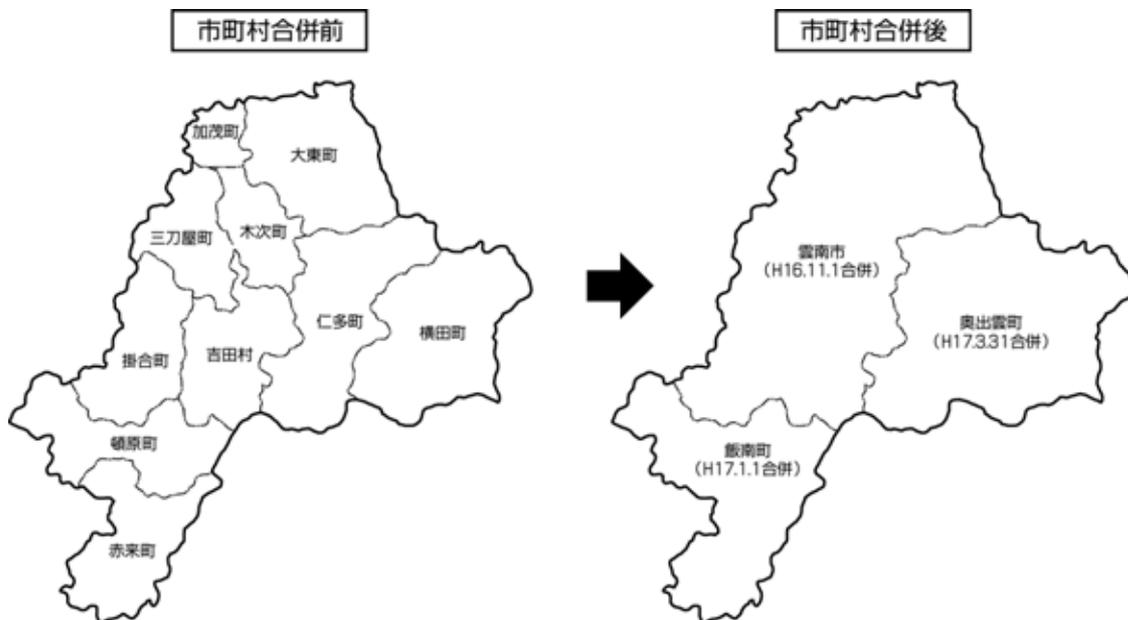
本計画は、圏域を構成する各市町の総合振興計画等を基本として、上位計画である雲南広域連合広域計画との整合性を図りつつ、広域的な地域振興施策の方向性を示すものである。

「ふるさと市町村圏計画」は、国が定めた「ふるさと市町村圏推進要綱」に基づき、圏域全体の総合的かつ一体的な地域振興を推進するため策定する。

「広域連合広域計画」は、地方自治法第284条第3項に基づき、広域連合が処理する事務と構成市町が処理する事務を明確にし、連絡調整を図りながら処理する事務を総合的かつ計画的に処理するために策定する。

3．計画の区域

本計画の対象区域は、雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町とする。



4．計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画からなる。計画の期間は、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする10年間とする。

なお、実施計画は別途作成する。

(1) 基本構想 [平成13年度～平成22年度]

本圏域が目標とする地域づくりの方向性を示すもので、圏域の将来像とこれを達成するために必要な施策の大綱を示したものである。

(2) 基本計画 [平成18年度～平成22年度]

基本計画は、基本構想に基づき圏域の一体的、戦略的整備のために必要な重点的施策を示すとともに、ふるさと市町村圏振興基金の果実を活用して行う広域観光ルートづくりや人材育成といった広域的なソフト事業を展開する、広域活動計画を織り込んだものとする。後期基本計画は平成18年度から平成22年度までの5カ年を期間として策定する。

(3) 実施計画

基本計画に示された施策を実現するための具体的な計画で、3カ年を期間とするローリング方式により別途策定することとする。